



あけましておめでとうございます。みなさんお変わりはないでしょうか。

代表司法書士の古橋 二です。

不動産登記、商業登記や裁判事件に加え、裏面のコメントにもありますように、近年、成年後見人選任の申立を依頼されるケースや後見人自体に就任する事案が増加しています。高齢社会の到来をまさに実感しています。

しかしながら、我が国における後見制度の利用件数は、欧州(特にドイツ)の1割にすぎず、まだまだ利用が少ないと言われています。

もっとも、現在の件数であるからこそ、家庭裁判所も私たち司法書士も後見事案に対応できていると言うこともできます。

今後、ますます高齢社会が進行していくことは明らかです。後見、遺言、相続事案が増加していくことと思いますが、目の前のひとつ一つの事案に、誠実に、そして適切に対応していきたいと思えます。

それでは、本年もよろしくお願ひいたします。

## こんな方は、早めに遺言の準備をしましょう！

### 子供がいないご夫婦の方

子供がいないご夫婦の方は、ご自分が亡くなった時のことを想像したことがありますか？

ご自身が配偶者より先に亡くなった場合、配偶者は相続人になります。しかし、ご自身のご両親や、ご両親が既に他界している場合にはご自身の兄弟も相続人になります。兄弟が既に他界している場合には、兄弟の子供達(甥、姪)が相続人になります。

このような場合、配偶者は、ご自身のご兄弟などと相続の話し合いをしなければならないということになります。話し合いが問題なくできればいいのですが、そうならない場合も多いようです。

でも、ご自身の気持ちとしては、配偶者に全て遺してあげたいのではないですか？ 配偶者を思いやる心があるのであれば、遺言書を作ってあげるべきです。

逆に、配偶者が先に亡くなった場合のことを考えてみましょう。配偶者の財産をどのように相続するのかは、配偶者のご両親やご兄弟などと話し合いをしなければなりません。配偶者が遺言書を作成してくれれば、そのような話し合いをする必要もないわけです。

なお、ご兄弟には遺留分がありません。したがって、配偶者に全てを相続させる遺言を作成したとしても兄弟が遺留分を請求することはできません。

### 事業を後継者に引き継ぎたい方

事業を営んでいたたり、農業を行っているような場合には、事業を引き継いでくれる子供に対して、事業に必要な財産や会社の株式を引き継がせることが必要です。子供達が法定相続分を主張した結果、事業用財産や会社の株式

をバラバラに相続したのでは、事業の継続が不可能となってしまいます。

したがって、このような場合は、遺言書を作成して、事業を引き継いでくれる子供に対して必要な財産や株式を引き継がせなければなりません。もちろん、他の相続人の遺留分にも配慮したうえで遺言を作成する必要があります。

### 主な財産が持家の方

主な財産が持家の方の場合、相続の際に相続人に遺産を平等に分配することは不可能です。親として、家を守る者が家を相続して欲しいと考えていても、他の相続人はどのように考えているのかはわかりません。

このような場合、遺言書を作成して、親の思いを子供達に伝え、紛争を未然に防止するように配慮してあげることが必要です。

## 法務担当者講座

## 担保設定と破産法の否認

担保権の設定自体は破産法160条1項に定める詐害行為否認の対象から除外されています(条文参照)。また、偏頗行為否認の対象となるのは「既存の債務についてされた担保の供与」に限定されています(破産法162条1項)。そのため、債務者の新たな借入れがなされるのと同時に借入額に見合う担保提供がなされた場合には、詐害行為否認の対象にならないことはもちろん、偏頗行為否認の対象にもなりません。

しかしながら、破産法160条3項に定める無償行為にあたる場合に、担保設定が支払の停止等があった後又はその前6か月以内になされたときは、詐害行為否認の対象となり得ます。

札幌地判平成5年3月26日(判タ847号286頁)は、破産者が第三者の租税債務の担保のために自己の所有する土地に抵当権を設定した事案について、破産者は当該抵当権設定の対価としての経済的利益を受けておらず、抵当権設定契約は無償行為に当たるものというべきであるとしています。

破産者の生命保険会社に対する解約返戻金に根質権を設定した事例につき、その一部については無償行為否認を認定しましたが、残

りの部分については根質権設定の対価として経済的利益を受けているので無償行為ということではできず根質権の設定を否認することはできないとした事例があります(東京高判平成12年12月26日(判時1750号112頁))。

なお、金融機関の与信が破産者に与える保証ないし物上保証と同時に交換的にされた場合について、「無償否認の根拠は、その対象たる破産者の行為が対価を伴わないものであって破産債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、破産者及び受益者の主観を顧慮することなく、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにあることからすると、その無償性は、専ら破産者について決すれば足り、受益者の立場において無償であるか否かは問わないと解すべきである」として、破産者のした担保提供行為は無償否認の対象となると解すべきである」と説明しています。

そして、「金融機関としても、会社の債務について代表者に保証をさせ、又は代表者の資産に担保を設定する場合には、将来、無償否認が成立する可能性があることを計算に入れた上ですべきものである」と警鐘を鳴らしています(大阪高判平成22年2月18日

(判時2109号89頁))。

ところで、無償行為否認の「6か月以内」が否か争われた事例として、東京地判平成10年9月21日(金法1550号48頁)があります。この事例は、根抵当権設定契約が平成9年2月4日に締結され、その根抵当権設定登記は2月12日に行なわれました。そして、破産申立てが平成9年8月5日であったので、根抵当権設定契約は6か月より前になされているが根抵当権設定登記は「6か月以内」になされていた。

判決では、破産管財人は「破産宣告前の破産者の行為については第三者に当たると解される」として、根抵当権設定登記の日が「6か月以内」であるとして無償行為否認を肯定しました。

なお、支払の停止等があった後、第三者に対抗するための登記等がされた場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があった日から15日を経過した後支払の停止等のあったことを知っていたものであるときは、対抗要件否認(破産法164条1項)の対象となります。

以上のことから、担保設定はなるべく早く対抗要件を得ておく必要があると言えます。



みなさん、あけましておめでとうございます。司法書士の小林真人です。

去年は私の司法書士人生のスタートの年となりました。身近な友人、知人との会話の中で感じるのは、「司法書士=不動産の名義を変える人」というイメージが強いなあということ。 「亡くなった父の不動産の名義を変えたいのだが、どのような書類を揃えたら良いか」とか、「費用はいくらかかるのか」といった声は事務所の内外問わず、よく耳にしました。

確かに、不動産登記は司法書士の中心業務であり、中でも相続事案は誰もが直面する問題であることから、高齢社会を迎えた今、その需要は今後益々見込まれると思います。

その需要に応えるべく、より専門性を磨いていきたいという思いを新たにすると同時に、登記手続きは一般の人には馴染みの薄いものであるため、費用や手続きの流れなど、正確かつ分かり易く伝えていきたいと思えます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所  
司法書士・行政書士  
古橋 清二  
司法書士 小林 真人  
430-0929  
浜松市中区中央二丁目 12 番 5 号  
TEL 053-458-1551  
FAX 053-458-1444  
sfuru@siren.ocn.ne.jp

## 私の保佐人日記 ～佐藤さんの場合～

佐藤さん（仮名）は、目を真っ赤にしてうつむいてしまった。膝の上に置いた握り拳に涙がはじけた。

コンビニで働くことは佐藤さんの夢だった。近々オープンする店でローテーションを組んで働く10人のひとりとして、1週間の研修も終え、友達もできたという。

ただ、佐藤さんは、自分が知的障がい者であり、保佐人が付されていることを店のオーナーに告知していなかった。保佐人である私は、佐藤さんが金銭にルーズな面があり、お金を持つとすぐに使ってしまうことを知っていたため、レジを使うコンビニの仕事に就くことになったと聞いて様々な不安が頭をよぎった。そ

「でもね、がんばるってどういうことかわかる？」

佐藤さんは、今度はキョトンとした顔をして私の顔をのぞき込んだ。「いいかい、佐藤さんは他の人がいやがることを自分からやることにしようよ。仕事の1時間前にはお店に行って、外のゴミ箱の掃除とか、入口のガラスを拭くとか、他の人がやりたくないような仕事をどんどん自分からやるんだ。わかった？」

「うん、わかった」  
「じゃあ、どういうふうにがんばるか、自分で言ってごらん？」

「えーと、時間よりも早く行ってゴミ箱の掃除をする、ガラスを拭く、トイレ掃除をする・・・」

「そう、トイレ掃除、いいねえ」

もう、佐藤さんの目は明らかに輝きだしていた。

「もうひとつ、いいことを教えてあげようか。トイレ掃除をするにしても、時計

の心配のほか、レジのお金が合わない、在庫の数が合わないといった事態になったとき、真っ先に佐藤さんの責任にされ、それに対して何も反論できない姿を想像してしまった。

「佐藤さん、お金を使う仕事だし、何も話していないのはよくないね。何か事故が起きてからそれがわかって、大きな問題になるとみんな困るよね。僕がオーナーに挨拶に行ったら僕からも佐藤さんのことを宜しくお願ひしたいと頼みたいんだけど、いいかな？」

私の言葉に佐藤さんの目はみるみる赤くなって、悔し涙を浮かべて下を向いてしまったのである。佐藤さんが知的障がい者であることを知られることは佐藤さんのプライド

を見ながら、昨日よりも1分でも早くやるといいよ。そうすると、一生懸命やっている姿が目立つから、きっとオーナーさんが見てくれるよ」

「うん、わかった」  
「それを毎日続けるんだ。そうすると、きっと、『佐藤君、これもやっておいて』『佐藤君、あれもやっておいて』と仕事を頼まれるようになる。そして、佐藤さんはお店には絶対に必要な人になるから」

佐藤さんは知的障がい者の認定を受けているが、それは、太っている人がいたり、背が高い人がいたりするのと同じように「個性」だと思う。だから、それぞれの社会的役割がきっとあるんだと思う。

保佐人の仕事は一定の法律行為に対する同意権、取消権、代理権の行使が主である。雇用を維持してもらえよう雇用主に挨拶に行くことなどは保佐人の本来の職務で

が許さないのだ。今、保佐人である私から、最大のコンプレックスを突きつけられているのだ。

沈黙が続いた。同席した社会福祉士も「先生は佐藤さんのことを心配してるんだよ。他にも仕事はあるから本当にコンビニを続けるか、考えてみてはどうか」と話し、いよいよ佐藤さんは追い込まれていった。

私はもう限界だと思い、佐藤さんにひとつの提案をすることにした。

「じゃあ、1週間か10日ぐらいがんばってみようか。そこでがんばったらオーナーに挨拶したいんだけど、いいかな？」

佐藤さんはようやく顔を上げ、涙を拭いながら大きく頷いた。少し笑顔が戻った。

はないが、障害者年金だけでは生活できないため、雇用を守ることも重要だ。

携帯電話のメールを巧みに操ることができる佐藤さんに、今日も事務所からメールを送る。「人のいやがる仕事をやるんだよ」と。

最近、高齢化に伴って判断能力が低下した方の後見人等に就任するケースが増えています。後見人の仕事は、本人の身上に配慮しながら財産管理を適切に行うことですが、本号でご紹介したような知的障害の方についても、後見人、保佐人等に就任して財産管理を行うこともあります。

現在、認知症、精神障害など、本来であれば後見人等のサポートが必要な方は800万人いると言われております。体が続く限り、こうした方々のサポートをしていきたいと思えます。